附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定（「、第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号の改正規定に限る。）及び第八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条（道路法の目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十八条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の五十一の改正規定、同法第九十七条第一項の改正規定、同法第九十七条の二ただし書の改正規定及び同法第百九条の改正規定を除く。）、第三条（道路整備特別措置法第九条の改正規定（同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。）、同法第十七条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）及び同法第五十六条ただし書の改正規定を除く。）及び第四条（高速自動車国道法第二十五条第一項の改正規定（「又は第四十八条の十九第二項」を「、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める部分を除く。）に限る。）の規定並びに附則第十二条（道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第八条の改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第五条（鉄道事業法第十九条の三の改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項の規定による指定があった踏切道の改良については、なお従前の例による。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「第二号施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の道路法第四十四条第一項の規定により指定された沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務については、なお従前の例による。

（道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日から第二号施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の道路整備特別措置法第九条第十項の規定の適用については、同項中「第四十四条の三第一項」とあるのは「第四十四条の二第一項」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「第四十四条の二第四項」と、「第四十四条の三第五項」とあるのは「第四十四条の二第五項」とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号イ中「並びに同条第二項」を「、同条第二項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務

別表第一踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の項中「第四条第十一項（同条第十三項」を「第三条第五項、第四条第十七項（第五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十四条第七項（同条第十項」に改める。

（道路法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第八項」を「第十七条第九項」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第九条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第十三項中「第十七条第三項」を「第十七条第七項」に改める。

（日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正）

第十一条　日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第九項から第十一項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第九条第九項及び第十項」を「第九条第十項及び第十一項」に改める。

（道路法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　道路法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条中道路法第百六条の改正規定を次のように改める。

第百六条中第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三　第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

五　第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

六　第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七　第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

第四条のうち、道路整備特別措置法第八条第一項の改正規定中「第三十六号とし」の下に「、第三十四号の二を第三十五号の二とし」を加え、同条第四項の改正規定中「第三十五号」を「第三十四号の二」に、「第三十六号」を「第三十五号の二」に改め、同条第五項の改正規定中「から第三十五号まで」を「、第三十四号、第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「、第三十五号、第三十六号」に改め、同法第十七条第一項の改正規定中「第三十二号とし」の下に「、第三十一号の二とし」を加え、同条第二項の改正規定中「第十七条第二項」を「第十七条第六項」に改める。

附則第八条のうち踏切道改良促進法第四条第五項の改正規定中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉